

## 保護者の方へ【お願い】

### 処方されたお薬を学校で投薬・使用する際についてのお願い



- ① アレルギーや持病の疾患などであらかじめ投薬の対応が決まっている場合や宿泊時にもってくる場合
  - ・学校の指定の用紙「**投薬預かり書（依頼書）**」（裏面記入例）のご記入をお願いいたします。ご連絡いただきますと、学校から用紙をお渡しさせていただきます。
  - ・保護者の方がご記入ください。（医師、薬剤師の記入は結構です）
  - ・必要に応じて、学校で面談を行うことがあります。
  - ・基本、本人（連絡がとれる場合、保護者）が責任を持って投薬をお願いします。学校では、見守りや補助をさせていただくことになります。
- ② 突発的に生じる風邪などの症状に対する投薬の場合
  - ・基本、お子さん自身に投薬していただきます。
  - ・「**投薬預かり書（依頼書）**」の記入、提出は不要です。
  - 低学年など教職員の見守りや補助が必要な場合、必ず、連絡帳または電話で、学級担任にお知らせください。場合によっては、「**投薬預かり書（依頼書）**」の記入をお願いすることがあります。
  - ・点眼薬、塗り薬などの場合もお知らせください。
  - ・内服薬を飲む際には、水筒などでお茶をご持参ください。



## 保健関係の書類について

- ・『けんこうのきろく』（ピンクの用紙）は、健康診断の結果を記載した都度、お渡しします。毎回、ご確認、押印後、担任までご返却ください。
- ・受診のお願いの用紙等を受け取られましたら、保健関係の封筒は、学校に早めにご返却をお願いします。他の健康診断の結果を返却する際に使用します。
- ・対象のお子さんには、医療機関での、心臓病やアレルギーその他疾患の学校生活管理指導表の記載と学校への提出をお願いします。保護者負担（保険証、の対象外）となりますので、ご了承ください。



